

和泉市飼い主がいない猫不妊去勢手術助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に生息する飼い主がいない猫に不妊去勢手術を施すとともに、適正な飼養を受ける機会を与える事業を行う者に対し、和泉市飼い主がいない猫不妊去勢手術助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、和泉市補助金等交付規則（平成23年和泉市規則第13号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、飼い主がいない猫の増加の防止を図り、もって市民の快適な生活環境の保持及び動物愛護の精神の普及に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主がいない猫 所有者又は飼い主が不明な猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣、子宮又は精巣を摘出する等の生殖機能を不能にする手術（不妊手術に付帯する堕胎手術を含む。）をいう。
- (3) 適正な飼養を受ける機会を与える事業 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一定の地域において、その地域の住民の理解を得て飼い主がいない猫を適正に管理すること。
 - イ 里親による飼養を斡旋する等、飼い主がいない猫の終生飼養を実現すること。
 - ウ 飼い主の適正な飼養の普及啓発を行うこと。
- (4) 識別処置 不妊去勢手術を終えたことが判別できるように手術時に片耳の先端にV字型の切込みを入れる処置をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「被交付者」という。）は、適正な飼養を受ける機会を与える事業を実施する市内に居住する世帯の代表者又は市内で活動する団体（市内に主たる事務所等の活動拠点を有し、代表者が市内に居住する団体に限る。以下「団体」という。）で、市内に生息する飼い主がいない猫に獣医師による不妊去勢手術を実施し、その手術に要した費用（検査、ノミの除去及びワクチン接種等の間接的な経費を除く。）を支払った者とする。

2 被交付者（団体にあっては、代表者又は役員）は、和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第2号又は第4号の規定に該当しない者とする。

3 助成金の交付を受けようとする団体の代表者は、毎年4月末日もしくは助成金の申請を行う3ヶ月前の月末までに飼い主がいない猫不妊去勢手術事業実施団体届出書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款又は規約等
- (2) 団体の役員名簿
- (3) 飼い主がいない猫不妊去勢手術事業計画書（様式第2号）
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 助成金の交付を受けようとする世帯の代表者は、助成金の交付を受けようとする団体の代表者又は役員以外の者でなければならない。

(助成金の交付対象事業)

第4条 助成金の交付対象事業は、生後6箇月以上（推定を含む。）の飼い主がいない猫に対する不妊去勢手術及び識別処置とし、市長が定める期間内に実施されたものでなければならない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、当該年度の予算の範囲内において、飼い主がいない猫の不妊去勢手術を行った猫1頭につき、雄については10,000円、雌については15,000円を限度とする。ただし、支払った手術費用が限度額を下回るときは、当該支払った額とする。

この場合において、不妊去勢手術の年間申請件数は、世帯の代表者にあつては6件を、団体にあつては50件を上限とする。

2 予算の残額がある場合において、必要と認めるときは、市長は、当該予算の残額の範囲内において助成金を交付することができる。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成の対象となる不妊去勢手術の実施後、飼い主がいない猫不妊去勢手術助成金交付申請兼実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 動物病院等が不妊去勢手術について発行した領収書及び明細書の写し
- (2) 不妊去勢手術を受ける前の飼い主がいない猫の全体像が判別できる写真
- (3) 不妊去勢手術を受けた飼い主がいない猫の識別処置部分が判別できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 団体による第1項の申請があつたときは、市長は、年間の予算を超えない範囲内において必要な調整を行なうことができる。

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付の決定及び額の確定を行い、和泉市飼い主がいない猫不妊去勢手術助成金交付決定及び確定通知書(様式第4号)により又は交付することが不適当であると認めるときは、和泉市飼い主がいない猫不妊去勢手術助成金不交付通知書(様式第5号)によりその理由を記載して申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を行うに当たって、必要な条件を付すことができる。

(助成金の請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、和泉市飼い主がいない猫不妊去勢手術助成金交付請求書(様式第6号。以下「交付請求書」という。)を市長に提出し、助成金の交付請求を行うものとする。

(助成金の返還等)

第9条 市長は、被交付決定者が偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けたときは、和泉市飼い主がいない猫不妊去勢手術助成金交付決定取消通知書(様式第7号)により、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、和泉市飼い主がいない猫不妊去勢手術助成金返還命令書(様式第8号)により返還を命じるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則(平成28年5月2日)

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年度に限り、第3条中「4月末日」とあるのは、「6月末日」とする。

附 則(平成30年3月13日)

この訓令は、平成30年3月13日から施行する。

附 則（令和2年2月26日）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月5日）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月2日）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月9日）

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和7年7月7日）

この訓令は、令達の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。